

神奈川県国民保護計画 新旧対照表

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
目次1	ページ i 目次	第1編 第1章	第1編 総論……………1 第1章 県の責務、計画の構成等……………1 1 県の責務……………1 2 県国民保護計画の作成……………1 3 県国民保護計画の目的等……………1 4 県国民保護計画の構成……………2 5 県国民保護計画の見直し、変更手続……………2 6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画…2	第1編 総論……………1 第1章 県の責務、計画の構成等……………1 1 県の責務……………1 2 県国民保護計画の作成……………1 3 県国民保護計画の目的等……………1 4 県国民保護計画の構成……………2 5 県国民保護計画の見直し、変更手続……………2 6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画…3	・ページレイアウトを変更したことに伴うページ数の記載変更
目次2	ページ i 目次	第1編 第2章	第2章 国民保護措置に関する基本方針……………3 1 基本的人権の尊重……………3 2 国民の権利利益の迅速な救済……………3 3 国民に対する情報提供……………3 4 関係機関相互の連携協力の確保……………3 5 国民の協力……………3 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮…3 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施…4 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保……………4 9 地域特性への配慮……………4	第2章 国民保護措置に関する基本方針……………4	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次3	ページ i 目次	第1編 第3章	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱……………5 1 県……………5 2 市町村……………5 3 指定地方行政機関……………5 4 自衛隊……………7 5 指定公共機関……………7 6 指定地方公共機関……………8	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱……………6	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次4	ページ i 目次	第1編 第4章	第4章 県の地理的、社会的特徴……………9 1 地理的特徴……………9 2 社会的特徴……………11	第4章 県の地理的、社会的特徴……………11 1 地理的特徴……………11 2 社会的特徴……………12	・ページ数の記載変更
目次5	ページ i 目次	第1編 第5章	第5章 県国民保護計画が対象とする事態……………15 1 武力攻撃事態……………15 2 緊急対処事態……………15	第5章 県国民保護計画が対象とする事態……………17 1 武力攻撃事態……………17 2 緊急対処事態……………17	・ページ数の記載変更
目次6	ページ i 目次	第2編 第1章 第1	第2編 平素からの備えや予防……………17 第1章 組織・体制の整備等……………17 第1 県における組織・体制の整備……………17 1 県の各局における平素の業務……………17 2 県における体制の整備……………19 3 市町村及び指定地方公共機関における組織・体制の整備…20	第2編 平素からの備えや予防……………19 第1章 組織・体制の整備等……………19 第1 県における組織・体制の整備……………19 1 県の各局における平素の業務……………19 2 県における体制の整備……………20 3 市町村及び指定地方公共機関における組織・体制の整備…22	・ページ数の記載変更
目次7	ページ ii 目次	第2編 第2章 第2	第2 関係機関との連携体制の整備……………21 1 基本的考え方……………21 2 国の機関との連携……………21 3 他の都道府県との連携……………21 4 市町村との連携……………22 5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携…22 6 自主防災組織等に対する支援……………23 7 市町村における関係機関との連携体制の整備……………23	第2 関係機関との連携体制の整備……………23 1 基本的考え方……………23 2 国の機関との連携……………23 3 他の都道府県との連携……………23 4 市町村との連携……………24 5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携…24 6 自主防災組織等に対する支援……………25 7 市町村における関係機関との連携体制の整備……………25	・ページ数の記載変更

目次8	ページ ii 目次	第2編 第1章 第3	第3 通信の確保……………24 <u>1 県における通信体制の整備等…………… 24</u> <u>2 実践的な通信訓練の実施……………24</u> <u>3 非常時の通信体制の確保……………24</u> <u>4 市町村における通信の確保……………24</u>	第3 通信の確保……………26	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次9	ページ ii 目次	第2編 第1章 第4	第4 情報収集・提供等の体制整備…………… 25 1 基本的考え方……………25 2 警報の通知に必要な準備……………25 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備……………25 4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備……………26	第4 情報収集・提供等の体制整備……………27 1 基本的考え方……………27 2 警報の通知に必要な準備……………27 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備……………27 4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備……………28	・ページ数の記載変更
目次10	ページ ii 目次	第2編 第2章 第5	第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備……………27 <u>1 国民の権利利益の救済に係る体制整備……………27</u> <u>2 国民の権利利益に関する文書の保存……………27</u> <u>3 市町村における国民の権利利益の救済に係る体制整備……………27</u>	第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備……………29	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次11	ページ ii 目次	第2編 第2章 第6	第6 研修及び訓練……………28 1 研修……………28 2 訓練……………28	第6 研修及び訓練……………30 1 研修……………30 2 訓練……………30	・ページ数の記載変更
目次12	ページ ii 目次	第2編 第2章	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え……………29 1 避難及び救援に関する資料の準備……………29 2 避難及び救援に関する調整……………29 3 運送の確保に関する体制の整備……………30 4 交通の確保に関する体制等の整備……………30 5 避難施設の指定……………31 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え……………32	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え……………31 1 避難及び救援に関する資料の準備……………31 2 避難及び救援に関する調整……………31 3 運送の確保に関する体制の整備……………32 4 交通の確保に関する体制等の整備……………32 5 避難施設の指定……………32 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え……………33	・ページ数の記載変更
目次13	ページ ii 目次	第2編 第3章	第3章 生活関連等施設の把握等……………33 <u>1 生活関連等施設の把握……………33</u> <u>2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等……………33</u> <u>3 市町村における生活関連等施設に関する平素からの備え……………34</u>	第3章 生活関連等施設の把握等……………35	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次14	ページ ii、iii 目次	第2編 第4章	第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え……………35 <u>1 県におけるライフライン施設の機能の確保……………35</u> <u>2 市町村及び指定地方公共機関におけるライフライン施設の機能の確保 35</u>	第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え……………37	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次15	ページ iii 目次	第2編 第5章	第5章 物資及び資機材の備蓄……………36 <u>1 基本的考え方……………36</u> <u>2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄……………36</u> <u>3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄……………36</u>	第5章 物資及び資機材の備蓄……………38	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次16	ページ iii 目次	第2編 第6章	第6章 啓発……………37 <u>1 国民保護に関する啓発…………… 37</u> <u>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 …… 37</u> <u>3 市町村における啓発…………… 37</u>	第6章 啓発……………39	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次17	ページ iii 目次	第3編 第1章	第3編 武力攻撃事態等への対処……………38 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置……………38 1 初動体制の整備及び初動措置 ……38 2 国民保護対策本部に移行する場合の手続……………38 3 市町村における初動体制の確立及び初動措置……………39	第3編 武力攻撃事態等への対処……………40 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置……………40 1 初動体制の整備及び初動措置……………40 2 国民保護対策本部に移行する場合の手続……………40 3 市町村における初動体制の確立及び初動措置……………41	・ページ数の記載変更
目次18	ページ iii 目次	第3編 第2章	第2章 県対策本部の設置等……………40 1 県対策本部の設置……………40 2 現地調整所の設置……………42 3 通信の確保……………42 4 広報の実施……………42 5 市町村対策本部の設置……………43	第2章 県対策本部の設置等……………42 1 県対策本部の設置……………42 2 現地調整所の設置……………44 3 通信の確保……………44 4 広報の実施……………44 5 市町村対策本部の設置……………44	・ページ数の記載変更

目次19	ページ iii 目次	第3編 第3章	第3章 関係機関との連携・協力……………44 1 国の対策本部との連携……………44 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請……………44 3 自衛隊の部隊等の派遣要請……………44 4 他の都道府県との連携……………45 5 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請……………45 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請……………45 7 県の行う応援等……………46 8 自主防災組織に対する支援等……………47 9 県民への協力要請……………47 10 市町村における関係機関との連携・協力……………47	第3章 関係機関との連携・協力……………45 1 国の対策本部との連携……………45 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請……………45 3 自衛隊の部隊等の派遣要請……………45 4 他の都道府県との連携……………46 5 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請……………46 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請……………46 7 県の行う応援等……………47 8 自主防災組織に対する支援等……………47 9 県民への協力要請……………48 10 市町村における関係機関との連携・協力……………48	・ページ数の記載変更
目次20	ページ iii、iv 目次	第3編 第4章 第1	第1 警報の通知及び伝達……………49 1 警報の通知等……………49 2 市町村による警報の伝達……………50 3 緊急通報の発令……………50	第1 警報の通知及び伝達……………50 1 警報の通知等……………50 2 市町村による警報の伝達……………51 3 緊急通報の発令……………51	
目次21	ページ iv 目次	第3編 第4章 第2	第2 避難の指示等……………52 1 避難措置の指示……………52 2 避難の指示……………52 3 避難の指示に際しての留意事項……………54 4 県による避難住民の誘導の支援等……………56 5 市町村による避難実施要領の策定等……………57 6 避難所等における安全確保等……………58	第2 避難の指示等……………53 1 避難措置の指示……………53 2 避難の指示……………53 3 避難の指示に際しての留意事項……………55 4 県による避難住民の誘導の支援等……………57 5 市町村による避難実施要領の策定等……………58 6 避難所等における安全確保等……………58	・ページ数の記載変更
目次22	ページ iv 目次	第3編 第5章	第5章 救援……………59 1 救援の実施……………59 2 関係機関との連携……………60 3 救援の内容……………60 4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項……………64 5 救援の際の物資の売渡し要請等……………64	第5章 救援……………60 1 救援の実施……………60 2 関係機関との連携……………61 3 救援の内容……………61 4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項……………65 5 救援の際の物資の売渡し要請等……………65	・ページ数の記載変更
目次23	ページ iv 目次	第3編 第6章	第6章 安否情報の収集及び提供……………66 1 安否情報の収集……………66 2 総務大臣に対する報告……………66 3 安否情報の提供……………67 4 日本赤十字社に対する協力……………67 5 市町村における安否情報の収集及び提供……………67	第6章 安否情報の収集及び提供……………68 1 安否情報の収集……………68 2 総務大臣に対する報告……………68 3 安否情報の提供……………69 4 日本赤十字社に対する協力……………69 5 市町村における安否情報の収集及び提供……………70	・ページ数の記載変更
目次24	ページ iv 目次	第3編 第7章 第1	第7章 武力攻撃災害への対処……………69 第1 武力攻撃災害への対処……………69 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方……………69 2 武力攻撃災害の兆候の通報……………69 3 生活関連等施設の安全確保……………70 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除……………71	第7章 武力攻撃災害への対処……………71 第1 武力攻撃災害への対処……………71 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方……………71 2 武力攻撃災害の兆候の通報……………71 3 生活関連等施設の安全確保……………72 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除……………73	・ページ数の記載変更
目次25	ページ iv 目次	第3編 第7章 第2	第2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処……………74 1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処……………74 2 武力攻撃原子力災害への対処……………75 3 NBC攻撃による災害への対処……………77	第2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処……………76 1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処……………76 2 武力攻撃原子力災害への対処……………77 3 NBC攻撃による災害への対処……………79	・ページ数の記載変更
目次26	ページ iv 目次	第3編 第7章 第3	第3 応急措置等……………79 1 退避の指示……………79 2 事前措置……………79 3 警戒区域の設定……………79 4 応急公用負担等……………80 5 市町村における応急措置……………80 6 消防に関する措置等……………80	第3 応急措置等……………82 1 退避の指示……………82 2 事前措置……………82 3 警戒区域の設定……………82 4 応急公用負担等……………83 5 市町村における応急措置……………83 6 消防に関する措置等……………83	・ページ数の記載変更
目次27	ページ iv 目次	第3編 第8章	第8章 被災情報の収集及び報告……………82 1 被災情報の収集及び報告……………82 2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等……………82	第8章 被災情報の収集及び報告……………85 1 被災情報の収集及び報告……………85 2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等……………85	・ページ数の記載変更
目次28	ページ v 目次	第3編 第9章	第9章 保健衛生の確保その他の措置……………83 1 保健衛生の確保……………83 2 廃棄物の処理……………83 3 文化財の保護……………84	第9章 保健衛生の確保その他の措置……………86 1 保健衛生の確保……………86 2 廃棄物の処理……………86 3 文化財の保護……………87	・ページ数の記載変更

目次29	ページ v 目次	第3編 第10章	第10章 国民生活の安定に関する措置……………85 1 生活関連物資等の価格安定……………85 2 避難住民等の生活安定等……………85 3 生活基盤等の確保……………86	第10章 国民生活の安定に関する措置……………88 1 生活関連物資等の価格安定……………88 2 避難住民等の生活安定等……………88 3 生活基盤等の確保……………89	・ページ数の記載変更
目次30	ページ v 目次	第3編 第11章	第11章 交通規制……………88 1 交通状況の把握……………88 2 交通規制の実施……………88 3 緊急通行車両の確認……………88 4 交通規制等の周知徹底……………88 5 緊急交通路確保のための権限等……………88 6 関係機関との連携……………88	第11章 交通規制……………91	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次31	ページ v 目次	第3編 第12章	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理……………89 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義……………89 2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等……………89 3 赤十字標章等の交付及び管理……………90 4 特殊標章等の交付及び管理……………90 5 赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発……………90 6 市町村における特殊標章等の交付及び管理……………90	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理……………93	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次32	ページ v 目次	第4編 第1章	第4編 復旧等……………91 第1章 応急の復旧……………91 1 基本的考え方……………91 2 ライフライン施設の応急の復旧……………91 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等……………92	第4編 復旧等……………96 第1章 応急の復旧……………96 1 基本的考え方……………96 2 ライフライン施設の応急の復旧……………96 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等……………97	・ページ数の記載変更
目次33	ページ v 目次	第4編 第2章	第2章 武力攻撃災害の復旧……………93 1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施……………93 2 当面の復旧……………93 3 市町村における武力攻撃災害の復旧……………93	第2章 武力攻撃災害の復旧……………98	・他章の見出しレベルに準じて、見出しの記載項目を追加 ・ページ数の記載変更
目次34	ページ v 目次	第4編 第3章	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等……………94 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求……………94 2 損失補償、実費弁償及び損害補償……………94 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん……………94 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等……………95	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等……………99 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求……………99 2 損失補償、実費弁償及び損害補償……………99 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん……………99 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等……………100	・ページ数の記載変更
目次35	ページ v 目次	第5編	第5編 緊急対処事態への対処……………96 1 緊急対処事態……………96 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達……………96 3 市町村及び指定地方公共機関における緊急対処事態への対処……………96	第5編 緊急対処事態への対処……………101 1 緊急対処事態……………101 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達……………101 3 市町村及び指定地方公共機関における緊急対処事態への対処……………101	・ページ数の記載変更

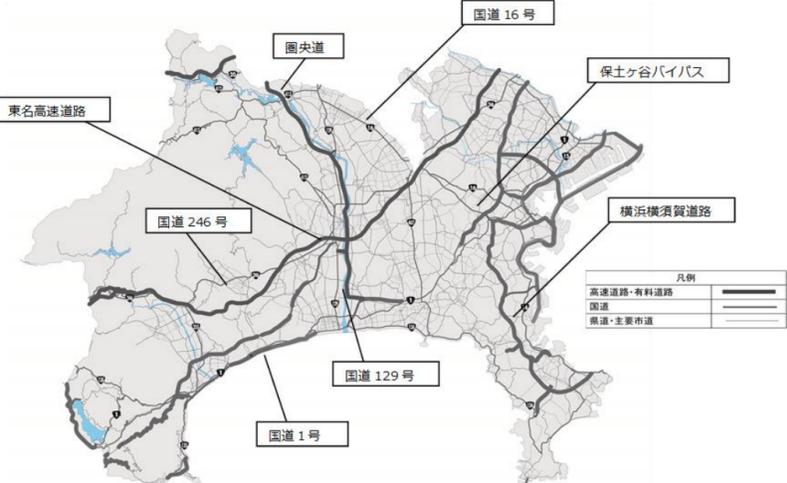
神奈川県国民保護計画 新旧対照表

※ 関係する資料がある場合には適宜添付してください。

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
1	P v 用語集 1 法令名等の表 定義等の欄 上から5つ目	救援の程度 及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)	命令の変更に伴う修正
2	P vi (用語集の続き) 上の表 定義等の欄 上から1つ目 (指定行政機関の 行)	指定行政機 関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、 <u>文部科学省</u> 、 <u>スポーツ庁</u> 、 <u>文化庁</u> 、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、 <u>環境省</u> 、 <u>防衛省及び防衛装備庁</u>	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、 <u>文部科学省</u> 、 <u>文化庁</u> 、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、 <u>環境省及び防衛省</u>	スポーツ庁及び防衛装備庁の指定行政機関追加に伴う修正
3	P vi (用語集の続き) 3 その他の表 定義等の欄 上から5つ目 (NBCの行)	NBC	Nuclear(核)、Biological(生物)、Chemical(化学)の総称 <u>(参考)CBRNE Chemical(化学)、Biological(生物)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)、Explosive(爆発性)の総称</u>	Nuclear(核)、Biological(生物)、Chemical(化学)の総称	CBRNEについて追加記載
4	P vii (用語集の続き) (3 その他の表の 続き) 表中 定義等の欄 上から1番目 (基本指針の行)	国民の保護 に関する基 本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定) <u>(平成29年12月19日、一部変更)</u> 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定) 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
5	P.8 (第1編 第3章 3 の続き) ページ中段の (17)	(17) 関東地 方環境事務 所	(17) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 <u>及び提供</u> <u>ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置</u>	(17) 関東地方環境事務所 ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	他計画(H27策定・神奈川県災害廃棄物処理計画)掲載の表記にあわせて修正
6	P.8 (第1編 第3章 5) ページ下から3行目 の(4)	(4) 電気事 業者	(4) 電気事業者(<u>東京電力ホールディングス(株)</u> 、電源開発(株))	(4) 電気事業者(<u>東京電力(株)</u> 、電源開発(株))	組織名称の変更による修正
7	P.9 (第1編 第3章 5 の続き) ページ中段の (10)	関係機関の 事務又は業 務の大綱	(10)電気通信事業者(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、 <u>ソフトバンク(株)</u> 、(株)NTTドコモ)	(10)電気通信事業者(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、 <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> 、(株)NTTドコモ、 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>)	組織名称の変更による修正
8	P.9 (第1編 第3章 5 の続き) ページ中段の (11)	関係機関の 事務又は業 務の大綱	(11)放送事業者(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、 <u>(株)TBSラジオ</u> 、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)	(11)放送事業者(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、 <u>(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ</u> 、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)	組織名称の変更による修正

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由																																																																								
9	P.11 第1編 第4章 1 (1)の文章記載部分	1 地理的特徴 (1)地形	1 地理的特徴 (1)地形 本県は、関東平野の南西部に位置し、北側は東京、山梨両都県に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡、山梨両県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面している。地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられている起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けられる。 ① 西部の山岳地域 (略) ② 東部の丘陵、台地の地域 (略) ③ 平坦な中央地域 (略)	1 地理的特徴 (1)地形 本県は、南関東平野の南西部に位置し、北側は山梨県及び東京都に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡県及び山梨県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面している。 地形は、大きく次の3つに分けることができる。 ア 西部の山岳地域 (略) イ 東部の丘陵、台地の地域 (略) ウ 平坦な中央地域 (略)	・他計画(神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画))の記載にあわせて修正																																																																								
10	P.11 第1編 第4章 1 (1)の文章記載部分の下「神奈川県地形」の図の次に追加	(2)主な山岳	<p>(2) 主な山岳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>山岳名</th> <th>所在地</th> <th>標高 (m)</th> <th>山岳名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蛭ヶ岳</td> <td>足柄上郡、相模原市</td> <td>1,673</td> <td>畦ヶ丸</td> <td>足柄上郡</td> </tr> <tr> <td>檜洞丸</td> <td>足柄上郡、相模原市</td> <td>1,600</td> <td>大山</td> <td>愛甲郡、秦野市 厚木市、伊勢原市</td> </tr> <tr> <td>大室山</td> <td>足柄上郡、相模原市</td> <td>1,588</td> <td>金時山</td> <td>足柄上郡、足柄下郡</td> </tr> <tr> <td>丹沢山</td> <td>愛甲郡、足柄上郡 相模原市</td> <td>1,567</td> <td>明神ヶ岳</td> <td>足柄上郡、足柄下郡</td> </tr> <tr> <td>塔ノ岳</td> <td>足柄上郡、秦野市</td> <td>1,491</td> <td>二子山</td> <td>足柄下郡</td> </tr> <tr> <td>加入道山</td> <td>足柄上郡</td> <td>1,418</td> <td>焼山</td> <td>相模原市</td> </tr> <tr> <td>菰釣山</td> <td>足柄上郡</td> <td>1,379</td> <td>台ヶ岳</td> <td>足柄下郡</td> </tr> <tr> <td>駒ヶ岳</td> <td>足柄下郡</td> <td>1,327</td> <td>鞍掛山</td> <td>足柄下郡</td> </tr> </tbody> </table>	山岳名	所在地	標高 (m)	山岳名	所在地	蛭ヶ岳	足柄上郡、相模原市	1,673	畦ヶ丸	足柄上郡	檜洞丸	足柄上郡、相模原市	1,600	大山	愛甲郡、秦野市 厚木市、伊勢原市	大室山	足柄上郡、相模原市	1,588	金時山	足柄上郡、足柄下郡	丹沢山	愛甲郡、足柄上郡 相模原市	1,567	明神ヶ岳	足柄上郡、足柄下郡	塔ノ岳	足柄上郡、秦野市	1,491	二子山	足柄下郡	加入道山	足柄上郡	1,418	焼山	相模原市	菰釣山	足柄上郡	1,379	台ヶ岳	足柄下郡	駒ヶ岳	足柄下郡	1,327	鞍掛山	足柄下郡		・他計画(神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画))の記載にあわせて追加																											
山岳名	所在地	標高 (m)	山岳名	所在地																																																																									
蛭ヶ岳	足柄上郡、相模原市	1,673	畦ヶ丸	足柄上郡																																																																									
檜洞丸	足柄上郡、相模原市	1,600	大山	愛甲郡、秦野市 厚木市、伊勢原市																																																																									
大室山	足柄上郡、相模原市	1,588	金時山	足柄上郡、足柄下郡																																																																									
丹沢山	愛甲郡、足柄上郡 相模原市	1,567	明神ヶ岳	足柄上郡、足柄下郡																																																																									
塔ノ岳	足柄上郡、秦野市	1,491	二子山	足柄下郡																																																																									
加入道山	足柄上郡	1,418	焼山	相模原市																																																																									
菰釣山	足柄上郡	1,379	台ヶ岳	足柄下郡																																																																									
駒ヶ岳	足柄下郡	1,327	鞍掛山	足柄下郡																																																																									
11	P.11 第1編 第4章 1 (1)の文章記載部分の下 (2)表を追加した下に追加	(3)主な河川	<p>(3) 主な河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>県内総延長 km</th> <th>県内流域面積 km²</th> <th>備考</th> <th>河川名</th> <th>県内総延長 km</th> <th>県内流域面積 km²</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩川</td> <td>28.4</td> <td>68.22</td> <td>一級河川</td> <td>境川</td> <td>52.1</td> <td>191.95</td> <td>二級河川</td> </tr> <tr> <td>鶴見川</td> <td>32.0</td> <td>184.40</td> <td>〃</td> <td>柏尾川</td> <td>11.1</td> <td>83.78</td> <td>〃(境川才)</td> </tr> <tr> <td>相模川</td> <td>55.6</td> <td>672.97</td> <td>〃</td> <td>引地川</td> <td>20.7</td> <td>66.91</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>中津川</td> <td>32.8</td> <td>143.42</td> <td>〃(相模川水系)</td> <td>金目川</td> <td>21.0</td> <td>177.25</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>道志川</td> <td>21.7</td> <td>66.78</td> <td>〃(〃)</td> <td>酒匂川</td> <td>27.2</td> <td>387.64</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>小鮎川</td> <td>21.4</td> <td>50.01</td> <td>〃(〃)</td> <td>河内川</td> <td>20.3</td> <td>173.23</td> <td>〃(酒匂川)</td> </tr> <tr> <td>目久尻川</td> <td>19.9</td> <td>34.27</td> <td>〃(〃)</td> <td>早川</td> <td>20.7</td> <td>80.59</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>帷子川</td> <td>19.3</td> <td>57.90</td> <td>二級河川</td> <td>平作川</td> <td>11.0</td> <td>26.08</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km ²	備考	河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km ²	備考	多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川	鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃(境川才)	相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃	中津川	32.8	143.42	〃(相模川水系)	金目川	21.0	177.25	〃	道志川	21.7	66.78	〃(〃)	酒匂川	27.2	387.64	〃	小鮎川	21.4	50.01	〃(〃)	河内川	20.3	173.23	〃(酒匂川)	目久尻川	19.9	34.27	〃(〃)	早川	20.7	80.59	〃	帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃		・他計画(神奈川県地域防災計画(風水害等災害対策計画))の記載にあわせて追加
河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km ²	備考	河川名	県内総延長 km	県内流域面積 km ²	備考																																																																						
多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川																																																																						
鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃(境川才)																																																																						
相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃																																																																						
中津川	32.8	143.42	〃(相模川水系)	金目川	21.0	177.25	〃																																																																						
道志川	21.7	66.78	〃(〃)	酒匂川	27.2	387.64	〃																																																																						
小鮎川	21.4	50.01	〃(〃)	河内川	20.3	173.23	〃(酒匂川)																																																																						
目久尻川	19.9	34.27	〃(〃)	早川	20.7	80.59	〃																																																																						
帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃																																																																						

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
12	P.12 (第1編 第4章 1の続き) 1～3行目の (2)の文章記載部分	(2) 海岸線	(4) 海岸線 本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成23年3月31日現在、 <u>42万8.548</u> メートルとなっている。	(2) 海岸線 本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成20年3月31日現在、 <u>42万5.639</u> メートルとなっている。	・データの時点修正 ・(2)、(3)追加に伴う項番修正
13	P.12 第1編 第4章 1 (3)	(3) 気象	(5) 気象 (略) 風向きは、10月から3月は北から、 <u>6月から8月は南からの風が多い。</u>	(3) 気象 (略) 風向きは、10月から3月は北から、 <u>7月と8月は南からの風が多い。</u>	・横浜気象台への照会結果を反映して修正。 ・(2)、(3)追加に伴う項番修正
14	P.12 (第1編 第4章 1の続き) ページ中段の表 左列の2段目	最高気温	<u>日最高気温平均値(8月)</u>	最高気温	・横浜気象台への照会結果を反映して修正。
15	P.12 (第1編 第4章 1の続き) ページ中段の表 左列の3段目	最低気温	<u>日最低気温平均値(1月)</u>	最低気温	・横浜気象台への照会結果を反映して修正。
16	P.12 (第1編 第4章 1の続き) ページ中段の表 左列の下から2段目	年平均風速	3.5 <u>メートル</u> (毎秒)	3.5 <u>ミリメートル</u> (毎秒)	・横浜気象台への照会結果を反映して修正。
17	P.12,13 (第1編 第4章の続き) 12ページ中段 2(1)から 13ページ 3行目まで	2 社会的特徴 (1)人口及び人口分布	2 社会的特徴 (1)人口及び人口分布 本県の人口は、 <u>平成30年1月1日現在、916万3279人(男457万679人、女459万2,605人)</u> で、全国人口の約7パーセントを占め、東京都に次いで全国第2位となっている。 人口密度は、1平方キロメートル当たり <u>3,793人</u> で、東京都、大阪府に次いで全国第3位の人口過密県となっている。 地域別の人口分布状況(総人口に占める割合)は、次のとおりである。 横浜地域 <u>373万3,084人(40.7パーセント)</u> 川崎地域 <u>150万5,357人(16.4パーセント)</u> 県央地域 <u>157万2,147人(17.2パーセント)</u> 湘南地域 <u>130万4,459人(14.2パーセント)</u> 横須賀三浦地域 <u>70万5,364人(7.7パーセント)</u> 県西地域 <u>34万2,868人(3.7パーセント)</u> また、平成27年国勢調査の結果では、昼間人口は <u>832万2,926人</u> 、夜間人口は <u>912万6,214人</u> となっており、昼夜間人口比率は91.2である。 県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が100以上となっているのは、 <u>8市区町(横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市、愛川町、横浜市神奈川区)</u> の順で、最も高いのは横浜市西区の <u>186.0</u> となっている。 さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、 <u>113万1,482人(うち通勤99万7,585人、通学13万3,897人)</u> 、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、 <u>32万8,194人(うち通勤27万7,379人、通学5万8,15人)</u> で、流出超過人口は <u>80万3,288人</u> となっている。	2 社会的特徴 (1)人口及び人口分布 本県の人口は、 <u>平成25年7月1日現在、907万9,363人(男454万4,042人、女453万5,321人)</u> で、全国人口の約7パーセントを占め、東京都に次いで全国第2位となっている。 人口密度は、1平方キロメートル当たり <u>3,758人</u> で、東京都、大阪府に次いで全国第3位の人口過密県となっている。 地域別の人口分布状況(総人口に占める割合)は、次のとおりである。 横浜地域 <u>370万1,712人(40.8パーセント)</u> 川崎地域 <u>144万5,742人(15.9パーセント)</u> 県央地域 <u>156万3,303人(17.2パーセント)</u> 湘南地域 <u>129万3,127人(14.2パーセント)</u> 横須賀三浦地域 <u>72万1,717人(7.9パーセント)</u> 県西地域 <u>35万3,762人(3.9パーセント)</u> また、平成22年国勢調査の結果では、昼間人口は <u>825万4,193人</u> 、夜間人口は <u>904万8,331人</u> となっており、昼夜間人口比率は91.2である。 県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が100以上となっているのは、 <u>6市区町(横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市の順)</u> で、最も高いのは横浜市西区の <u>179.7</u> となっている。 さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、 <u>109万8,907人(うち通勤96万5,793人、通学13万3,114人)</u> 、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、 <u>30万4,769人(うち通勤25万5,128人、通学4万9,641人)</u> で、流出超過人口は <u>79万4,138人</u> となっている。	データ等の時点修正

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
18	P.13 (第1編 第4章の 続き) ページ上から4行目	(2)土地	(2)土地 本県の面積は、平成29年10月1日現在、 24万1,617 ヘクタールで、全国総面積の約0.64パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で5番目に狭い県となっている。県の総面積のうち都市計画区域は、 19万9,776ヘクタール(平成30年4月1日現在) で、県の総面積の82.7パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、 9万4,316ヘクタール で、県の総面積の 39.0 パーセントとなっている。	(2)土地 本県の面積は、平成24年10月1日現在、 24万1,586 ヘクタールで、全国総面積の約0.64パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で5番目に狭い県となっている。県の総面積のうち都市計画区域は、 19万9,683ヘクタール で、県の総面積の82.7パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、 9万3,339ヘクタール で、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。	データ等の時点修正
19	P.13 (第1編 第4章の 続き) ページの中段	(3)市町村	(3)市町村 県内には、平成30年4月1日現在、19市13町1村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市及び相模原市の3市、中核市(地方自治法第252条の22第1項の中核市をいう。) は、横須賀市の1市、<u>施行時特例市</u>は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の5市となっている。 また、平成29年4月1日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する政令で定める市をいう。以下同じ。) は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、<u>茅ヶ崎市</u>の6市 となっている。	(3)市町村 県内には、平成25年4月1日現在、19市13町1村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市及び相模原市の3市、中核市(地方自治法第252条の22第1項の中核市をいう。) は、横須賀市の1市、<u>特例市(地方自治法第252条の26の3第1項の特例市をいう。)</u>は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の5市 となっている。 また、平成25年4月1日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市をいう。以下同じ。) は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の5市 となっている。	・データ等の時点修正 ・地方自治法改正による特例市廃止に伴う表記の修正
20	P.13,14 (第1編 第4章の 続き) 13ページ中段下 (4)ア 14ページ 4行目まで	(4)交通	(4)交通 ア 道路 本県には、高速自動車国道 3 路線をはじめ、一般国道 20 路線、主要地方道58路線(県道48路線、市道10路線)、 一般 県道123路線、市町村道等があり、その総延長は、平成30年4月現在、 2万5,463 キロメートルである。 主要な道路としては、第一東海自動車道(東名高速)が、約70キロメートルにわたって県の中央部を東から西に横断している。このほか、県を東西方向に走る道路としては、一般国道1号、一般国道246号などがある。 一方、県を南北方向に走る道路としては、一般国道129号や 首都圏中央連絡自動車道(圏央道) 、横須賀市から三浦半島を縦断し、横浜市、相模原市等を経て東京都へ至る一般国道16号などがある。なお、一般国道16号のうちの一部は、自動車専用道路の横浜横須賀道路や保土ヶ谷バイパスとなっている。	(4)交通 ア 道路 本県には、高速自動車国道 2 路線をはじめ、一般国道 19 路線、主要地方道58路線(県道48路線、市道10路線)、 県道 123路線、市町村道等があり、その総延長は、平成24年4月現在、 2万5,522 キロメートルである。 主要な道路としては、第一東海自動車道(東名高速)が、約70キロメートルにわたって県の中央部を東から西に横断している。このほか、県を東西方向に走る道路としては、一般国道1号、一般国道246号などがある。 一方、県を南北方向に走る道路としては、一般国道129号や、横須賀市から三浦半島を縦断し、横浜市、相模原市等を経て東京都へ至る一般国道16号などがある。なお、一般国道16号のうちの一部は、自動車専用道路の横浜横須賀道路や保土ヶ谷バイパスとなっている。	データ等の時点修正
21	P.14 (第1編 第4章2 (4)アの続き) ページ上段の図	(4)交通			幹線道路の開通により図の修正 (参考)圏央道の追加など
22	P.14 (第1編 第4章2 (4)の続き) 14ページ図の下 イ	イ 鉄道	イ 鉄道 県内の鉄道は、平成29年10月31日現在、JRが13路線、延長 311.6 キロメートル、駅数 111 駅、私鉄が23路線、延長 296.0 キロメートル、駅数 234 駅、横浜市営地下鉄が3路線、延長53.4キロメートル、駅数40駅であり、平成28年度における県内各駅の1日平均合計乗車人員は約 789 万人となっている。 また、1日平均乗車人員が15万人を超える駅は、横浜駅(113万1,062人)、川崎駅(27万2,575人)、京急川崎駅を含む。)、武蔵小杉駅(23万9,050人)、藤沢駅(20万1,046人)、登戸駅(16万2,951人)、 戸塚駅(15万5,821人) となっている(平成28年度)。	イ 鉄道 県内の鉄道は、平成25年3月31日現在、JRが13路線、延長 311.1 キロメートル、駅数 110 駅、私鉄が23路線、延長 300.6 キロメートル、駅数 235 駅、横浜市営地下鉄が3路線、延長53.4キロメートル、駅数40駅であり、平成23年度における県内各駅の1日平均合計乗車人員は約 736 万人となっている。 また、1日平均乗車人員が15万人を超える駅は、横浜駅(106万4,041人)、川崎駅(24万2,520人)、京急川崎駅を含む。)、武蔵小杉駅(19万6,997人)、藤沢駅(19万4,096人)、登戸駅(15万2,492人)となっている(平成23年度)。	データ等の時点修正
23	P.14 (第1編 第4章2 (4)の続き) 14ページ図の下 イ	ウ 港湾	ウ 港湾 本県には、東京湾・相模湾に7つの港湾がある。 東京湾には、 国家戦略港湾 の横浜港・川崎港と重要港湾の横須賀港の3港があり、首都圏の産業・経済に重要な役割を果たしている。なお、これらは、各々の市が港湾管理者となっている。 また、相模湾には、ヨットハーバーを中心とした湘南港・葉山港、物流を中心とした大磯港・真鶴港の4つの地方港湾があり、これらは、県が港湾管理者となっている。	ウ 港湾 本県には、東京湾・相模湾に7つの港湾がある。 東京湾には、 特定重要港湾 の横浜港・川崎港と重要港湾の横須賀港の3港があり、首都圏の産業・経済に重要な役割を果たしている。なお、これらは、各々の市が港湾管理者となっている。 また、相模湾には、ヨットハーバーを中心とした湘南港・葉山港、物流を中心とした大磯港・真鶴港の4つの地方港湾があり、これらは、県が港湾管理者となっている。	国家戦略特区に指定されたことに伴う表記の修正

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
24	P.15 (第1編 第4章2の続き) 15ページ上中段	(6)観光客	(6)観光客 なお、平成29年中に本県を訪れた観光客(入込観光客)の推計延人数は、 <u>2億69万人</u> で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は <u>1億8,404万人</u> 、宿泊観光客の推計延人数は <u>1,665万人</u> となっている。	(6)観光客 なお、平成24年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、 <u>1億7,348万4千人</u> で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は <u>1億5,926万1千人</u> 、宿泊観光客の推計延人数は <u>1,422万3千人</u> となっている。	データ等の時点修正
25	P.15 (第1編 第4章2の続き) 15ページ中段	(7)在日米軍施設	(7)在日米軍施設 本県には、平成30年1月1日現在、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設(いわゆる米軍基地)が <u>12</u> か所あり、その面積は約 <u>1,739</u> 万平方メートルで、県の総面積の約 <u>0.7</u> パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。 また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、 <u>平成30年3月31日現在、9,102</u> 人在籍しており、その数は全国(<u>2万5,803人</u>)の約 <u>35.3</u> パーセントを占め、全国第1位となっている。	(7)在日米軍施設 本県には、平成25年1月1日現在、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設(いわゆる米軍基地)が <u>14</u> か所あり、その面積は約 <u>2,084</u> 万平方メートルで、県の総面積の約 <u>1</u> パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。 また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、 <u>平成25年1月31日現在、9,037</u> 人在籍しており、その数は全国(<u>2万5,490人</u>)の約 <u>35.5</u> パーセントを占め、全国第1位となっている。	データ等の修正 (南関東防衛局への照会結果を反映して修正)
26	P.15 (第1編 第4章2の続き) 15ページ下段	(9)危険物等の集積	(9)危険物等の集積 ア 石油コンビナート 本県には、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に指定された <u>2</u> つの地区(<u>京浜臨海地区、根岸臨海地区</u>)がある。 なお、特別防災区域全体の面積は、 <u>41.39</u> 平方キロメートル(<u>平成27年4月1日現在</u>)で、全国の特別防災区域面積の約10パーセントを占めている。	(9)危険物等の集積 ア 石油コンビナート 本県には、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に指定された <u>3</u> つの地区(<u>京浜臨海地区、根岸臨海地区、久里浜地区</u>)がある。 なお、特別防災区域全体の面積は、 <u>約42</u> 平方キロメートルで、全国の特別防災区域面積の約10パーセントを占めている。	データ等の時点修正
27	P.19 第2編 第1章1 上中段の(1)(2)	県の各局における平素の業務 (1)政策局 (2)総務局	(1)政策局 ・ 在日米軍との連絡調整に関する事。 ・ 非常通信体制の整備(コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの)に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備(コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの)に関する事。 ・ <u>一般ボランティアに関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(生活必需物資)の調達体制の整備に関する事。</u>	(1)政策局 ・ 在日米軍との連絡調整に関する事。 ・ 非常通信体制の整備(コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの)に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備(コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの)に関する事。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更
28	P.19 第2編 第1章1 上中段の(3)	(3)安全防災局	(3) <u>くらし安全防災局</u> ・ 国民保護協議会に関する事。 ・ 関係機関(国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等)との連携体制の整備に関する事。 ・ 自主防災組織の支援に関する事。 ・ 非常通信体制の整備(他局に属さないもの)に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備(他局に属さないもの)に関する事。 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関する事。 ・ 避難施設の指定に関する事。 ・ 生活関連等施設の把握に関する事。 ・ 生活関連等施設(他局に属さないもの)の安全確保に関する事。 ・ 物資・資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他局との連絡調整に関する事。 ・ 物資・資機材(他局に属さないもの)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(LPガス)の調達体制の整備に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。	(3) <u>安全防災局</u> ・ 国民保護協議会に関する事。 ・ 関係機関(国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等)との連携体制の整備に関する事。 ・ 自主防災組織の支援に関する事。 ・ 非常通信体制の整備(他局に属さないもの)に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備(他局に属さないもの)に関する事。 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関する事。 ・ 避難施設の指定に関する事。 ・ 生活関連等施設の把握に関する事。 ・ 生活関連等施設(他局に属さないもの)の安全確保に関する事。 ・ 物資・資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他局との連絡調整に関する事。 ・ 物資・資機材(他局に属さないもの)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(LPガス)の調達体制の整備に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更
29	P.19、20 第2編 第1章1 19ページ 上中段の(4)から 20ページ 上段の(6)まで	(4)県民局 (5)環境農政局 (6)保健福祉局	(4) <u>国際文化観光局</u> ・ <u>情報収集・提供体制の整備(外国籍県民に係るもの)に関する事。</u> (5) <u>スポーツ局</u> ・ <u>生活関連等施設(スポーツ局が管理する施設)の安全確保に関する事。</u> (6)環境農政局 ・ 生活関連等施設(危険物質(農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬)の取扱所)の安全確保に関する事 ・ 物資・資機材(応急食糧)の調達体制の整備に関する事。 (7) <u>福祉子どもみらい局</u> ・ <u>福祉ボランティアとの連絡調整に関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(医薬品等)の調達体制の整備に関する事。</u> ・ <u>赤十字標章等の交付及び管理に関する事。</u> (8) <u>健康医療局</u> ・ <u>救援に関する医療関係団体等との調整に関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(医薬品等)の調達体制の整備に関する事。</u> ・ <u>生活関連等施設(危険物質(厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬)の取扱所)の安全確保に関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(毛布)の備蓄に関する事。</u>	(4)県民局 ・ <u>一般ボランティアに関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(生活必需物資)の調達体制の整備に関する事。</u> (5)環境農政局 ・ 生活関連等施設(危険物質(農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬)の取扱所)の安全確保に関する事。 ・ 物資・資機材(応急食糧)の調達体制の整備に関する事。 (6)保健福祉局 ・ <u>福祉ボランティアとの連絡調整に関する事。</u> ・ <u>救援に関する医療関係団体等との調整に関する事。</u> ・ <u>生活関連等施設(危険物質(厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬)の取扱所)の安全確保に関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(毛布)の備蓄に関する事。</u> ・ <u>物資・資機材(医薬品等)の調達体制の整備に関する事。</u> ・ <u>赤十字標章等の交付及び管理に関する事。</u>	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
30	P.20 (第2編 第1章1の 続き) 20ページ 中段の(7)(8)	(7)産業労働局 (8)県土整備局	(9)産業労働局 ・ 物資・資機材(生活必需物資)の調達体制の整備に関する事。 (10)県土整備局 ・ 所管の輸送施設(道路、港湾)の把握に関する事。 ・ 生活関連等施設(ダム)の安全確保に関する事。 ・ ライフライン施設(下水道)の機能の確保に関する事。 ・ 物資・資機材(建設資機材)の調達体制の整備に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の調達体制の整備に関する事。	(7)産業労働局 ・ 物資・資機材(生活必需物資)の調達体制の整備に関する事。 (8)県土整備局 ・ 所管の輸送施設(道路、港湾)の把握に関する事。 ・ 生活関連等施設(ダム)の安全確保に関する事。 ・ ライフライン施設(下水道)の機能の確保に関する事。 ・ 物資・資機材(建設資機材)の調達体制の整備に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の備蓄に関する事。 ・ 給水区域内のライフライン施設(上水道)の機能の確保に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の調達体制の整備に関する事。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更があったことから項番を変更
31	P.20 (第2編 第1章1の 続き) 中段の(9)	(9)企業局	(11)企業局 ・ 給水区域内のライフライン施設(上水道)の機能の確保に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の調達体制の整備に関する事。	(9)企業局 ・ 給水区域内のライフライン施設(上水道)の機能の確保に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の備蓄に関する事。 ・ 物資・資機材(災害用、漏水用資機材)の調達体制の整備に関する事。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更があったことから項番を変更
32	P.20 (第2編 第1章1の 続き) 中段の(10)	(10)教育委員会	(12)教育委員会 ・ 学校における啓発に関する事。	(10)教育委員会 ・ 学校における啓発に関する事	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更があったことから項番を変更
33	P.20 (第2編 第1章1の 続き) 中段の(11)	(11)警察本部	(13)警察本部 ・ 警備体制の整備に関する事。 ・ 交通規制に関する事。 ・ 治安に関する情報の収集に関する事。 ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関する事。 ・ 生活関連等施設の安全確保に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。	(11)警察本部 ・ 警備体制の整備に関する事。 ・ 交通規制に関する事。 ・ 治安に関する情報の収集に関する事。 ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関する事。 ・ 生活関連等施設の安全確保に関する事。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名等の変更があったことから項番を変更
34	P.21 (第2編 第1章 第 1 2(1)の続き) 1行目 ア	ア 当直体制	(1)24時間即応体制の確立 (略) ア 当直体制 <u>くらし安全防災局職員</u> が県庁において平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。	(1)24時間即応体制の確立 (略) ア 当直体制 <u>安全防災局職員</u> が県庁において平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名の修正
35	P.21 (第2編 第1章 第 1 2(1)の続き)	イ 幹部職員の即時参集体制	イ <u>幹部職員等</u> の即時参集体制 <u>くらし安全防災局</u> 幹部職員が県庁周辺の待機宿舎等において待機体制をとる。さらに、 <u>くらし安全防災局</u> 職員等は、常時、携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとる。	イ <u>幹部職員</u> の即時参集体制 <u>安全防災局</u> 幹部職員が県庁周辺の待機宿舎等において待機体制をとる。さらに、 <u>安全防災局</u> 職員等は、常時、携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとる。	・H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名の修正 ・誤記修正
36	P.21 (第2編 第1章 第 1 2の続き) (2)の表 事態認定前の行 配備内容の1つ目 の欄	(2)県の体制及び職員の配備基準	<u>くらし安全防災局</u> は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制	<u>安全防災局</u> は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名の修正
37	P.21 (第2編 第1章 第 1 2の続き) (2)の表 事態認定後の行 配備内容の1つ目 の欄 (上から3つ目の	(2)県の体制及び職員の配備基準	<u>くらし安全防災局</u> は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制	<u>安全防災局</u> は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制	H30.4.1付け神奈川県組織再編に伴う局名の修正
38	P.25 (第2編 第1章 第2 5) ページの1行目	(1)自主防災組織の活性化の推進	6 自主防災組織等に対する支援 (1)自主防災組織の活性化の推進 県は、市町村とともに自主防災組織の核となるリーダーに <u>対する</u> 研修を通じて組織の活性化を推進し、その充実を図る。	6 自主防災組織等に対する支援 (1)自主防災組織の活性化の推進 県は、市町村とともに自主防災組織の核となるリーダーに <u>対しての</u> 研修を通じて組織の活性化を推進し、その充実を図る。	表記の修正
39	P.26 (第2編 第1章 第 3) ページの中下段 下から8行目	3 非常時の通信体制の確保 (3)	3 非常時の通信体制の確保 (略) (3)県は、 <u>防災行政通信網の途絶等の対策に十分留意する。</u>	3 非常時の通信体制の確保 (略) (3)県は、 <u>防災行政通信網の輻輳・混信時等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び警察無線等の業務用移動通信の運用方法について調整を図る。</u>	削除する「関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び警察無線等の業務用移動通信の運用」については、(2)に記載している「関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう連携」に含蓄されているため記載を一本化

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
40	P.30 (第2編 第1章の続き) 第6 ページ中段 2(3)のア	(3)訓練にあたっての留意事項 ア	(3)訓練にあたっての留意事項 ア 県は、 NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行う。 また、 県の地域特性である在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域、大都市及び石油コンビナート施設における措置を想定して訓練を行うよう努める。	(3)訓練にあたっての留意事項 ア 県は、 具体的な事態を想定して訓練を行う。特に 県の地域特性である在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域、大都市及び石油コンビナート施設における措置を想定して訓練を行うよう努める。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
41	P.30 (第2編 第1章の続き) 第6 ページ中段 2(3)のイ	(3)訓練にあたっての留意事項 イ	イ 県は、訓練の実施にあたっては、消防機関、県警察、第三管区海上保安部、自衛隊等との連携を 図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	イ 県は、訓練の実施にあたっては、消防機関、県警察、第三管区海上保安部、自衛隊等との連携を 図る。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
42	P.33 (第2編 第2章 5の続き) ページの上から9 行目 (2)のイ	(2)避難施設の指定にあたっての留意事項 イ	(2)避難施設の指定にあたっての留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の 堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。	(2)避難施設の指定にあたっての留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の 堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
43	P.33 (第2編 第2章 5の続き) ページの中下段 (4)	(4)避難施設の状況の把握	(4)避難施設の状況の把握 県は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することが でき、また、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握するなど避難施設の状況を把握するよう努める。	(4)避難施設の状況の把握 県は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することが 出来るよう、避難施設の状況を把握するよう努める。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
44	P.35 第2編 第3章 1 表中 施設の種類の欄 第28条の8行目 8号の行	1 生活関連等施設の把握 (1)生活関連等施設の把握	毒薬及び劇薬(医薬品医療機器等法)	毒薬及び劇薬(薬事法)	法律名称の変更による修正
45	P.39 第2編 第6章 ページ下から9行目 2(1)	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 (1)住民がとるべき行動等についての啓発 (1)住民がとるべき行動等についての啓発	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 (1)住民がとるべき行動の啓発 (略) また、県は、 弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から 県民に対し周知するよう努める。	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発 (1)住民がとるべき行動の啓発 (略) また、県は、 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動についても、 国が作成する各種資料等に基づき、県民に対し周知するよう努める。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
46	P.56 (第3編 第4章 第2 34の続き) ページ中段 (3)ウ(ア)	(3)武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項 ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合	ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合 (ア)弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定は困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、 近隣の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。	ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合 (ア)弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定は困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、 近隣の堅ろうな施設や建築物の地階への避難を指示する。	平成29年12月の国の基本指針変更を受けた修正
47	P.63 (第3編 第5章 3の 続き) ページ中下段 (5)ア(ア)	(5)医療の提供及び助産 ア 医療機関による医療救護活動 ア 医療機関による医療救護活動	(5)医療の提供及び助産 ア 医療機関による医療救護活動 (ア)県は、県対策本部内に 保健医療調整本部 を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、県立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。	(5)医療の提供及び助産 ア 医療機関による医療救護活動 (ア)県は、県対策本部内に 医療救護本部 を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、県立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。	・他計画(神奈川県保健医療救護計画)掲載の表記にあわせて修正
48	P.63 (第3編 第5章 3の 続き) ページ中下段 (5)ア(イ)	(5)医療の提供及び助産 ア 医療機関による医療救護活動	ア 医療機関による医療救護活動 (略) (イ) 災害拠点病院 をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとされている。	ア 医療機関による医療救護活動 (略) (イ) 災害医療拠点病院 をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとされている。	・他計画(神奈川県保健医療救護計画)掲載の表記にあわせて修正
49	P.64 (第3編 第5章 3 (5)の続き) ページ上から9行目 イ(ア)	イ 救護所の設置	イ 救護所の設置 市町村 は、救護所を設置し、救護活動を行う。	イ 救護所の設置 県及び市町村 は、救護所を設置し、救護活動を行う。	・他計画(神奈川県保健医療救護計画)掲載の表記にあわせて修正

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更後	現行	変更理由
50	P.65 (第3編 第5章の続き ページ中段 4(1)ア、イ	4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 ア 救護班を編成し、 被ばく医療活動 を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。 イ 内閣総理大臣により 被ばく医療に係る医療チーム が派遣された場合、その指導の下、トリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。	4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 (1)核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 救護班を編成し、 被ばく医療活動 を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。 イ 内閣総理大臣により 被ばく医療に係る医療チーム が派遣された場合、その指導の下、トリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。	4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項 (1)核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 救護班を編成し、 緊急被ばく医療活動 を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。 イ 内閣総理大臣により 緊急被ばく医療派遣チーム が派遣された場合、その指導の下、トリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。	平成28年3月29日の国の基本指針の一部変更を受けた表記の修正
51	P.69 (第3編 第6章の続き ページ中段 3(1)ウ	3 安否情報の提供 (1)安否情報の照会の受付 ウ 県は、受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、 マイナンバーカード 等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。	3 安否情報の提供 (1)安否情報の照会の受付 ウ 県は、受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、 マイナンバーカード 等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。	3 安否情報の提供 (1)安否情報の照会の受付 ウ 県は、受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、 外国人登録証明書、住基カード 等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。	外国人登録制度の廃止及びマイナンバー制度開始による表記の修正
52	P.75 (第3編 第7章 4の続き) 表中 物質の種類の上から2つ目の欄 (空欄の下の欄)	4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 知事が命ずることのできる措置及びその根拠法令(表)	医薬品医療機器等法 (昭和35年法律第145号)第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬事法 (昭和35年法律第145号)第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	法改正による表記の修正
53	P.75 (第3編 第7章 4の続き) 表中 区分の欄 上から3つ目の欄 (空欄の下の欄)	4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 知事が命ずることのできる措置及びその根拠法令(表)	医薬品医療機器等法施行令第80条 の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	薬事法施行令第80条 の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	法改正による表記の修正
54	P.75 (第3編 第7章 4の続き) 表中 最下欄 備考の1	4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 知事が命ずることのできる措置及びその根拠法令(表)	備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条 第8号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条 第7号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	法改正による表記の修正
55	P.78 (第3編 第7章 第2の続き) 中下段 (6)	(6)食料品等による被ばくの防止	(6) 食料品の摂取制限等 知事は、必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)の定め例により行う。	(6) 食料品等による被ばくの防止 知事は、必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)及び地域防災計画(原子力災害対策計画)の定め例により行う。	平成25年3月22日の国の基本指針の一部変更を受けた表記の修正
56	P.86 第3編 第9章 中下段 2(1)	(1)廃棄物処理対策	(1)廃棄物処理対策 県は、 神奈川県災害廃棄物処理計画 を参考とし、 がれき等の廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な処理を行うため 、次に掲げる措置を講ずる。 ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。 イ 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、 国を通じて 、他の都道府県に対し応援を求める。	(1)廃棄物処理対策 県は、 神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針 を参考とし、 安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的ながれき等の廃棄物の処理を行うため 、次に掲げる措置を講ずる。 ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。 イ 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、他の都道府県に対し、応援を求める。	他計画(H27策定・神奈川県災害廃棄物処理計画)掲載の表記にあわせて修正